

研究活動における不正行為に関する調査の流れ(概要)

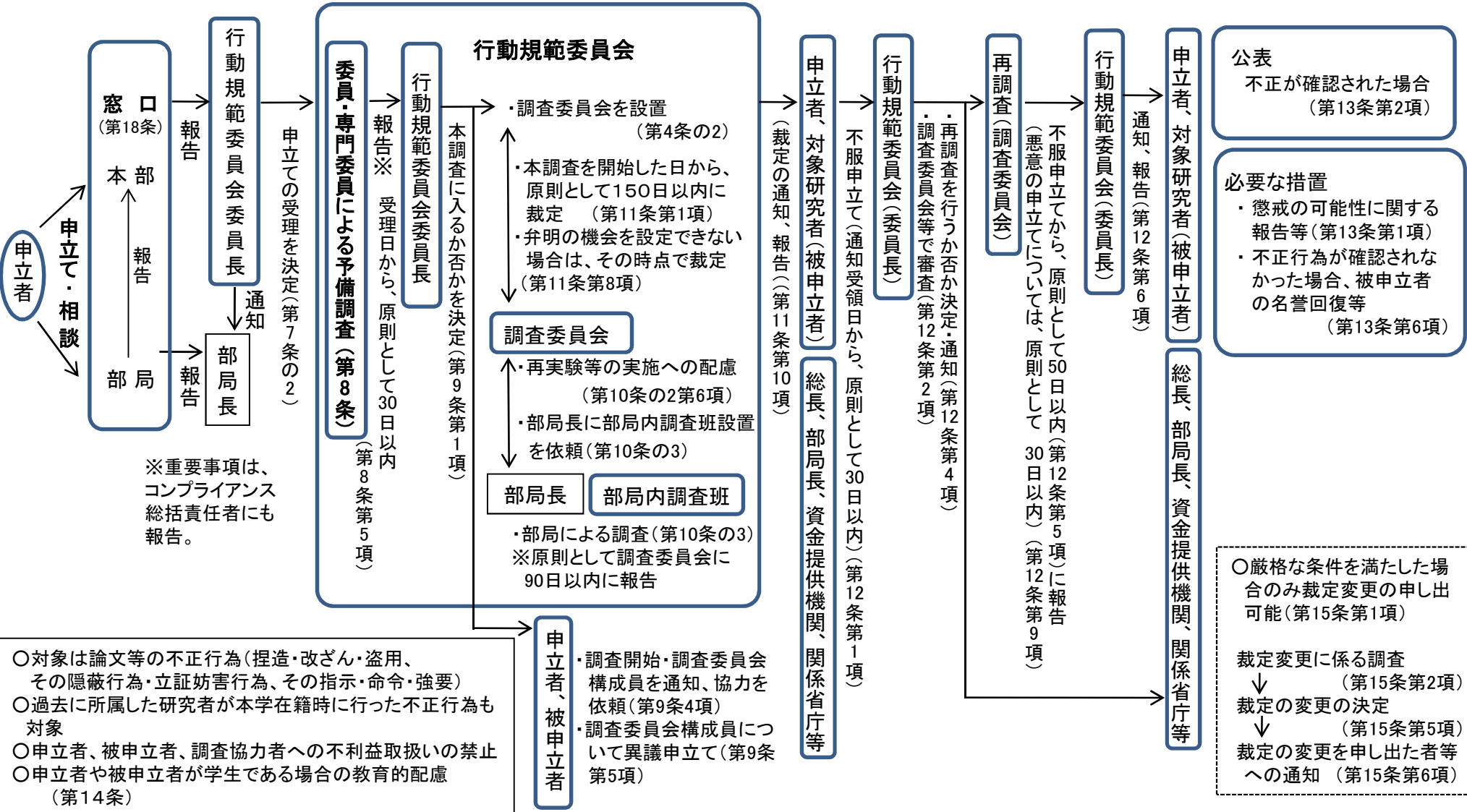
＜申立て、相談、受理＞
第6条、第7条、第7条の2

＜予備調査＞
第8条

＜調査、審理、裁定＞
第9条、第10条、第11条

＜不服申立て＞＜再調査＞
第12条

＜公表等＞
第13条



○対象は論文等の不正行為(捏造・改ざん・盗用、その隠蔽行為・立証妨害行為、その指示・命令・強要)
○過去に所属した研究者が本学在籍時に行った不正行為も対象
○申立者、被申立者、調査協力者への不利益取扱いの禁止
○申立者や被申立者が学生である場合の教育的配慮 (第14条)

申立者、被申立者
・調査開始・調査委員会構成員を通知、協力を依頼(第9条4項)
・調査委員会構成員について異議申立て(第9条第5項)

○厳格な条件を満たした場合のみ裁定変更の申し出可能(第15条第1項)
裁定変更に係る調査 (第15条第2項)
↓
裁定の変更の決定 (第15条第5項)
↓
裁定の変更を申し出た者等への通知 (第15条第6項)